

令和3年門真市教育委員会第7回定例会

開催日時 令和3年7月28日（水） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第10号 令和4年度小学校使用教科用図書の採択について
- 日程第4 議案第11号 令和4年度中学校使用教科用図書の採択について
- 日程第5 議案第12号 令和4年度中学校使用教科用拡大図書の採択について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	土川 好子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾

事務局出席職員

副教育長	邊田 憲
教育部長	鈴木 貴雄
教育部次長	中野 康宏
教育部総括参事	峯松 大輔
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部学校教育課参事 兼教育センター長	植原 宏仁

久木元教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 長澤 信之 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第10号 令和 4 年度小学校使用教科用図書の採択について
説明者 植原学校教育課参事

議案書の 1 ページをご覧ください。

令和 4 年度に門真市立小学校において使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を採択する期間につきましては、義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第 1 項の規定により、4 年間と定められております。

小学校では、令和 2 年度より 2 ページに掲載しております一覧の教科用図書が使用されており、採択期間は、令和 5 年度までとなっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4 議案第11号 令和 4 年度中学校使用教科用図書の採択について
説明者 植原学校教育課参事

議案書の 3 ページをご覧ください。

社会歴史的分野以外の、令和 4 年度に門真市立中学校において使用する教科用図書の採択につきましては、議案第10号と同様に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、及

び義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書の採択を行うこととなります。

中学校では、令和2年度に採択が行われ、令和3年度より4ページに掲載しております一覧の教科用図書が使用されており、採択期間は、令和6年度までの4年間となっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第5

議案第12号 令和4年度中学校使用教科用拡大図書の採択について

説明者 植原学校教育課参事

議案書の5ページをご覧ください。

現在、第三中学校で視覚に障がいがあり、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に基づき、教科書会社が発行している拡大教科書を使用している生徒が在籍しております。

令和4年度につきましても、この生徒が学習するにあたり、拡大教科書の使用が必要であることから、令和4年度使用教科用図書として先ほど採択いただいた発行者が発行している拡大教科書を学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として採択をお願いするものでございます。教科書種目一覧は6ページのとおりでございます。

[全委員異議なく、可決]

久木元教育長

閉会宣言 午後2時6分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 長澤 信之